

発第 1 号

下呂温泉街整備特別委員会の設置に関する決議について

下呂市議会会議規則（平成16年議会規則第 1 号）第14条第 1 項の規定により、別紙のとおり、下呂温泉街整備特別委員会の設置に関する決議を提出する。

令和 6 年 4 月 30 日提出

提出者 下呂市議会議員 今 井 政 良
賛成者 下呂市議会議員 森 哲 士

提 案 理 由

下呂駅や旧下呂温泉病院跡地及び歴史的資源を活用した景観まちづくり事業を含めた下呂温泉街整備に係る検討をするため、設置するもの。

下呂温泉街整備特別委員会の設置に関する決議

次のとおり、下呂温泉街整備特別委員会を設置するものとする。

- | | |
|---------|---|
| 1、名 称 | 下呂温泉街整備特別委員会 |
| 2、設置の根拠 | 地方自治法第109条及び下呂市議会委員会条例第6条 |
| 3、目 的 | 下呂駅や旧下呂温泉病院跡地及び歴史的資源を活用した景観まちづくり事業を含めた下呂温泉街整備に係る検討を行うため |
| 4、委員の定数 | 13名 |

発第2号

濃飛横断道・リニア特別委員会の設置に関する決議について

下呂市議会会議規則（平成16年議会規則第1号）第14条第1項の規定により、別紙のとおり、濃飛横断道・リニア特別委員会の設置に関する決議を提出する。

令和6年4月30日提出

提出者 下呂市議会議員 中 島 ゆき子

賛成者 下呂市議会議員 田 口 琢 弥

提 案 理 由

濃飛横断自動車道とリニア中央新幹線の整備促進を図るため、設置するもの。

濃飛横断道・リニア特別委員会の設置に関する決議

次のとおり、濃飛横断道・リニア特別委員会を設置するものとする。

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 1、名 称 | 濃飛横断道・リニア特別委員会 |
| 2、設置の根拠 | 地方自治法第109条及び下呂市議会委員会条例第6条 |
| 3、目 的 | 濃飛横断自動車道とリニア中央新幹線の整備促進を図るため |
| 4、委員の定数 | 7名 |

発第3号

議会改革特別委員会の設置に関する決議について

下呂市議会会議規則（平成16年議会規則第1号）第14条第1項の規定により、別紙のとおり、議会改革特別委員会の設置に関する決議を提出する。

令和6年4月30日提出

提出者 下呂市議会議員 尾 里 集 務
賛成者 下呂市議会議員 鷺 見 昌 己

提 案 理 由
議会の改革を進めるため、設置するもの。

議会改革特別委員会の設置に関する決議

次のとおり、議会改革特別委員会を設置するものとする。

- | | |
|---------|---------------------------|
| 1、名 称 | 議会改革特別委員会 |
| 2、設置の根拠 | 地方自治法第109条及び下呂市議会委員会条例第6条 |
| 3、目 的 | 議会の改革を進めるため |
| 4、委員の定数 | 7名 |

発第4号

広報広聴特別委員会の設置に関する決議について

下呂市議会会議規則（平成16年議会規則第1号）第14条第1項の規定により、別紙のとおり、広報広聴特別委員会の設置に関する決議を提出する。

令和6年4月30日提出

提出者 下呂市議会議員 田 中 喜 登
賛成者 下呂市議会議員 加 藤 久 人

提 案 理 由

議会の広報広聴活動を推進するため、設置するもの。

広報広聴特別委員会の設置に関する決議

次のとおり、広報広聴特別委員会を設置するものとする。

- | | |
|---------|---------------------------|
| 1、名 称 | 広報広聴特別委員会 |
| 2、設置の根拠 | 地方自治法第109条及び下呂市議会委員会条例第6条 |
| 3、目 的 | 議会の広報広聴活動を推進するため |
| 4、委員の定数 | 5名 |